

### 農業委員会からのお知らせ

#### ◆下限面積（別段面積）設定について

- ・佐井村農業委員会では、平成24年8月23日に開催した総会において、下限面積（別段面積）について審議し、以下のとおり決定しました。

#### 【決定内容】

- ・現行の下限面積（別段面積）20アールの変更は行わない。

#### 【理由】

- ・遊休農地の抑制、新規就農者の確保、小規模農家が多い現状を考慮し、小規模農家でも農地を取得しやすいようにしたため。

下限面積：農地法第3条の許可要件の1つとして、下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地の面積が一定以上にならないと許可できないとするもの

#### ◆農地を相続した場合は許可または届出が必要です

#### ◆農地を転用する場合は許可または届出が必要です

- ・農地転用とは、農地を住宅や工場、道路、山林、資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

※無断転用するものは、農地法第64条により、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処することとされています。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。

【お問合せ】産業振興部門 担当：中村、佐藤

### 表示登記無料相談会開催

「土地家屋調査士」は、表示に関する登記・筆界特定手続の専門家です。あなたにかわって登記および筆界特定手続を代行します。土地の境界問題でお困りの方、その他の建物や土地の表示に関する登記・筆界特定手続などに関してご相談承ります。

なお、当日は電話による無料相談も行います。

◎日時 11月3日(土) 午前10時～午後3時30分

- ◎会場
- ・青森市「青森市民ホール1階 会議室1」
  - ・弘前市「弘前市総合学習センター 3階 第1研修室」
  - ・八戸市「八戸市福祉公民館 会議室」

※電話による相談「調査士会館事務局 ☎017-722-3178」

【お問合せ】青森県土地家屋調査士会 ☎017-722-3178

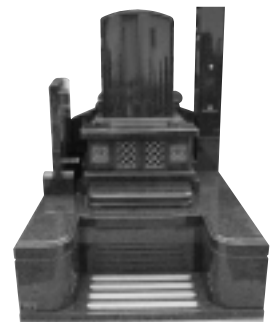
## お墓なんでも相談会 10/6~7



お墓のヨゴレや、リフォームしたい方  
どんな型にしようか悩んでる方…

- 線香、ろうそく立て 5,000円より
- 花立直し 20,000円より
- 塔婆立て(ステンレス) 30,000円より
- 墓誌(白御影) 75,000円より

【お見積無料】お問合せお待ちしております



— 大切な家族を最後に見送るお手伝いをさせて頂いております —

有限会社 **小田桐石村** 大間店 37-5466  
むつ店 33-3166